

第3号被保険者とは？

Q「国民年金第3号被保険者」について教えてください。

A 国民年金第3号被保険者（以下「第3号」という。）とは、厚生年金保険に加入している被保険者（65歳以上70歳未満で老齢を理由とする年金の受給権を有する人を除く）に扶養される20歳以上60歳未満の配偶者をいいます。

1 第3号に該当する時

次の①から④に該当する場合に、配偶者の勤務先の事業主が事業所の所在地を管轄する年金事務所で行います。

- ①雇い入れた従業員に被扶養者である配偶者がいる場合
- ②従業員が結婚して配偶者が被扶養者となる場合
- ③働いている配偶者が退職するか、収入が減少して被扶養者となる場合
- ④被扶養者の配偶者が20歳になった場合

2 第3号の認定基準

認定対象者の年収が130万円未満で、かつ被保険者の年収の2分の1未満であれば、原則として第3号になります。

3 第3号の保険料

配偶者が加入している厚生年金保険から国民年金に対し拠出金として、まとめて支払われるため第3号自身に保険料の負担はありません。

第3号になると、その期間は保険料を支払ったものとみなされ国民年金の加入期間になりますが、第3号の要件に該当しても手続きをしなければ、その期間は国民年金の「保険料未納期間」となりますので注意が必要です。

詳細は最寄りの年金事務所へお尋ね下さい。